

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機 様

## 大阪広域水道企業団に統合したメリットを最大限に追求した企業団運営を求める意見書

本市水道事業の貴団への統合に向けた事前協議のなか、「統合した場合は、事業債の低減及び交付金の活用により、将来の水道料金（供給単価）の値上げを抑制（値上げ幅の縮小や値上げ時期の延長）できることが見込まれる。」と示され、本市においては、平成51年度まで値上げが抑制できるとのシミュレーションのもと、他市に先駆け、平成29年4月に貴団へ統合した経緯がある。

しかしながら、令和5年5月策定の「大阪広域水道企業団将来ビジョン」では、改めての試算の結果、四條畷水道事業の収益的収支の単年度損益が、令和14年度から赤字となる見込みであるとされ、当時、市民の理解を求めた統合メリットの内容との乖離が生じている。

料金改定の時期が7年も前倒しという短期での変更となれば、市民の直接的な負担や不信感はもとより、「広域的な連携強化のもと、相互補完による相乗効果を最大限に発揮することをめざす。」とした府域一水道への取組み、ひいては、それに繋がる他団体の統合促進にも多大な影響があると懸念することから、下記事項について、早期に取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 今後の統合に向けての団体との事前協議において、統合後に齟齬が生じることのないよう、調査による分析や経営試算の根拠等を双方で確認し、十分な検証を行うこと。
- 2 統合時に示された水道料金改定時期が前倒しとならない、また、改定する際の値上げ幅が大きくならないように、各市にある既存施設や設備について、状況を踏まえ、広域化によるスケールメリットを最大限に活用のうえ、経営の健全化・安定化に向けての計画的な更新を進めること。
- 3 「大阪広域水道企業団経営戦略 2020-2029」に基づき、将来に見込まれる単年度損益の赤字を回避すべく貴団が取り組んだ内容について、構成団体及び利用者への丁寧な説明を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月1日

四條畷市議会